

Universal Oneサービス契約約款（第6編）【現改比較表】 2021年1月31日現在

～2021年1月30日

2021年1月31日～

▲Universal Oneサービス契約約款（第6編）

（平成23年BNSネサ第100017号）

実施 平成23年5月10日

目次

第1章～第3章（略）

第4章 契約

第7条～第14条（略）

第15条 [削除](#)

第16条（略）

第16条の2 [光アクセス回線の事業者変更](#)

第17条～第21条（略）

第5章 [付加機能](#)

第22条 [付加機能の提供](#)

第23条 [付加機能の廃止](#)

第6章～第8章（略）

第9章 通信

第30条（略）

第30条の2 [C&Cサーバ等との通信の遮断等](#)

第31条（略）

第10章～第14章（略）

別記

1～14（略）

15 [クローズドコンピュータ通信網サービスに係る端末設備の提供](#)

16～23（略）

料金表

通則

第1表～第2表（略）

第3表 附帯サービスに関する料金

第1 [端末設備使用料](#)

第2～第8（略）

料金表別表（略）

▲Universal Oneサービス契約約款（第6編）

（平成23年BNSネサ第100017号）

実施 平成23年5月10日

目次

第1章～第3章（略）

第4章 契約

第7条～第14条（略）

第15条 [アクセス回線二重化](#)

[第15条の2 通常契約の解除に伴う二重化付加契約の扱い](#)

第16条（略）

第16条の2 [削除](#)

第17条～第21条（略）

第5章 [削除](#)

第22条 [削除](#)

第23条 [削除](#)

第6章～第8章（略）

第9章 通信

第30条（略）

第30条の2 [削除](#)

第31条（略）

第10章～第14章（略）

別記

1～14（略）

15 [削除](#)

16～23（略）

料金表

通則

第1表～第2表（略）

第3表 附帯サービスに関する料金

第1 [削除](#)

第2～第8（略）

料金表別表（略）

～2021年1月30日

2021年1月31日～

第1章 総則

第1条～第3条 (略)

(用語の定義)

第4条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1～9 (略)	(略)
10 C C Nグループ	クローズドコンピュータ通信網契約に係るものであって、料金表第1表(料金)に定める加入者回線、接続契約者回線又は他社接続契約者回線から構成されるグループ
11～24 (略)	(略)
24の2 <u>光コラボレーション事業者</u>	<u>東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社と光コラボレーションモデルに関する契約(東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社が定めるIP通信網サービス契約約款に規定する光コラボレーションモデルに関する契約をいいます。以下同じとします。)を締結している電気通信事業者</u>
24の3 <u>光コラボレーションモデルサービス</u>	<u>東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社が定めるIP通信網サービス契約約款に基づき提供されるIP通信網サービスであって、光コラボレーションモデルに関する契約に基づき光コラボレーション事業者が提供を受けるもの</u>
24の4 <u>光アクセス回線の転用</u>	<u>クローズドコンピュータ通信網契約の申込み又はクローズドコンピュータ通信網サービスの品目等の変更(他社接続契約者回線に係るものから加入者回線に係るものへの変更に限ります。)の請求を行うにあたり、その申込者又はクローズドコンピュータ通信網契約者が現に利用している電気通信サービス(東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社が定めるIP通信網サービス契約約款に基づき提供されるIP通信網サービスであって、光コラボレーションモデルサービス以外のものとします。)をクローズドコンピュータ通信網サービスに移行して、クローズドコンピュータ通信網サービスの加入者回線として利用開始すること</u>

第1章 総則

第1条～第3条 (略)

(用語の定義)

第4条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1～9 (略)	(略)
10 C C Nグループ	クローズドコンピュータ通信網契約に係るものであって、料金表第1表(料金)に定める <u>利用回線</u> 、加入者回線、接続契約者回線又は他社接続契約者回線から構成されるグループ
11～24 (略)	(略)
24の2 <u>削除</u>	<u>削除</u>
24の3 <u>削除</u>	<u>削除</u>
24の4 <u>削除</u>	<u>削除</u>

～2021年1月30日

2021年1月31日～

24の5 光アクセス回線の事業者変更

(1) クローズドコンピュータ通信網契約の申込み又はクローズドコンピュータ通信網サービスの品目等の変更（他社接続契約者回線に係るものから加入者回線に係るものへの変更に限り、）の請求を行うにあたり、その申込者又はクローズドコンピュータ通信網契約者が現に利用している電気通信サービス（当社以外の光コラボレーション事業者が光コラボレーションモデルサービスを用いて提供する電気通信サービスとします。）をクローズドコンピュータ通信網サービスに移行して、クローズドコンピュータ通信網サービスの加入者回線として利用開始すること（以下この(1)の場合を「光アクセス回線の事業者変更（入）」といいます。）

(2) クローズドコンピュータ通信網契約の解除又はクローズドコンピュータ通信網サービスの品目等の変更（加入者回線に係るものから他社接続契約者回線に係るものへの変更に限り、）の請求を行うにあたり、そのクローズドコンピュータ通信網契約者が現に利用しているクローズドコンピュータ通信網サービス（加入者回線の部分に限り、）を当社以外の光コラボレーション事業者が光コラボレーションモデルサービスを用いて提供する電気通信サービス又は東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社が定めるIP通信網サービス契約約款に基づき提供されるIP通信網サービス（光コラボレーションモデルサービスを除きます。）に移行すること（以下この(2)の場合を「光アクセス回線の事業者変更（出）」といいます。）

25～36 (略)

(略)

第2章～第3章 (略)

第4章 契約

(クローズドコンピュータ通信網契約の種別等)

第7条 (略)

24の5 削除

削除

25～36 (略)

(略)

第2章～第3章 (略)

第4章 契約

(クローズドコンピュータ通信網契約の種別等)

第7条 (略)

2 CCNアクセス契約（料金表第1表（料金）に定めるカテゴリ-3（クラス1のタイプ4又はタイプ6に係るものに限ります。）に係るものに限ります。）には、次の区分があります。

区 分	内 容
<u>通常契約</u>	<u>二重化付加契約以外のもの</u>
<u>二重化付加契約</u>	<u>第15条（アクセス回線二重化）に規定するアクセス回線二重化を行う場合に限り通常契約に付加して締結されるもの</u>

～2021年1月30日	2021年1月31日～
<p>(クローズドコンピュータ通信網契約の単位)</p> <p>第8条 クローズドコンピュータ通信網契約の単位は、次のとおりとします。この場合、クローズドコンピュータ通信網契約者は1のクローズドコンピュータ通信網契約につき1人に限ります。</p> <p>(1) CCNアクセス契約の場合</p> <p>ア <u>料金表第1表に定めるクラス1の場合</u>  <u>当社は、1の他社接続契約者回線（DSL回線又は光アクセス回線に係るものに限ります。）ごとに1の契約を締結します。</u></p> <p>イ 料金表第1表に定めるクラス2の場合  当社は、1の接続契約者回線（別記3に係るものに限ります。）ごとに1の契約を締結します。</p> <p>ウ <u>料金表第1表に定めるクラス4又はクラス8の場合</u>  <u>当社は、1の加入者回線ごとに1の契約を締結します。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(契約者回線又は加入者回線の終端)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 当社は、クローズドコンピュータ通信網契約者（料金表第1表（料金）に定める<u>クラス4又はクラス8に係る者に限ります。</u>）が指定した場所内の建物又は工作物において、回線終端装置又は配線盤等を設置し、これを加入者回線の終端とします。</p> <p>(クローズドコンピュータ通信網契約申込みの方法)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 前項に規定する申込み（料金表第1表に定める<u>カテゴリ2（クラス1、クラス4又はクラス8に係るものに限ります。）</u>に係る申込みに限ります。）が新たにCCNグループ識別共通符号によるCCNグループを設ける申込みであるときは、そのCCNグループ識別共通符号に係るドメイン名の申出をクローズドコンピュータ通信網サービス取扱所に届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。</p> <p>3 前項に基づきCCNセンター契約に係るクローズドコンピュータ通信網契約者（以下「CCNセンター契約者」といいます。）からドメイン名の申出があった場合、当社は、その申出のあったドメイン名にクローズドコンピュータ識別番号を割り当てます。</p>	<p>(クローズドコンピュータ通信網契約の単位)</p> <p>第8条 クローズドコンピュータ通信網契約の単位は、次のとおりとします。この場合、クローズドコンピュータ通信網契約者は1のクローズドコンピュータ通信網契約につき1人に限ります。</p> <p>(1) CCNアクセス契約の場合</p> <p>ア <u>削除</u></p> <p>イ 料金表第1表（<u>料金</u>）に定める<u>カテゴリ2</u>のクラス2の場合  (略)</p> <p>ウ <u>削除</u></p> <p>エ <u>料金表第1表に定めるカテゴリ3のクラス1の場合</u>  <u>A 当社は、1の他社接続契約者回線（DSL回線又は光アクセス回線に係るものに限ります。）</u>、<u>利用回線、加入者回線又は契約者回線ごとに1の契約を締結します。</u>  <u>B 当社は、第15条（アクセス回線二重化）に規定するアクセス回線二重化を行う場合、Aにかかわらず1の加入者回線又は契約者回線ごとに1の通常契約及び1の二重化付加契約を締結します。</u></p> <p>オ <u>料金表第1表に定めるカテゴリ3のクラス2の場合</u>  <u>当社は、1の加入者回線ごとに1の契約を締結します。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(契約者回線又は加入者回線の終端)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 当社は、クローズドコンピュータ通信網契約者（料金表第1表（料金）に定める<u>カテゴリ3のクラス2に係る者に限ります。</u>）が指定した場所内の建物又は工作物において、回線終端装置又は配線盤等を設置し、これを加入者回線の終端とします。</p> <p>(クローズドコンピュータ通信網契約申込みの方法)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 前項に規定する申込み（料金表第1表に定める<u>カテゴリ3</u>に係る申込みに限ります。）が新たにCCNグループ識別共通符号によるCCNグループを設ける申込みであるときは、そのCCNグループ識別共通符号に係るドメイン名の申出をクローズドコンピュータ通信網サービス取扱所に届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。</p> <p>3 前項に基づきCCNセンター契約に係るクローズドコンピュータ通信網契約者（以下「CCNセンター契約者」といいます。）からドメイン名の申出があった場合、当社は、その申出のあったドメイン名にクローズドコンピュータ<u>網</u>識別番号を割り当てます。</p>

～2021年1月30日	2021年1月31日～
<p>(クローズドコンピュータ通信網申込みの承諾)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、そのクローズドコンピュータ通信網契約の申込みを承諾しないことがあります。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) C C Nセンター契約の申込みをした者が、料金表第1表(料金)に定めるカテゴリー2に係るクローズドコンピュータ通信網契約者と同一の者とならないとき。</p> <p>(7) C C Nアクセス契約(料金表第1表に定める<u>カテゴリー2(クラス4又はクラス8に係るものを除きます。)</u>に係るものに限ります。)の申込みをした者が他社接続契約者回線(D S L回線又は光アクセス回線に係るものに限ります。)について協定事業者と契約を締結している者と同一の者とならないとき。</p> <p>(8) その他社接続契約者回線(D S L回線(料金表第1表に定める<u>カテゴリー2(クラス1に係るものに限ります。)</u>に係るものに限ります。)に係るものに限ります。)に係る協定事業者の承諾が得られないとき。</p> <p>(9) C C Nアクセス契約の申込みの場合に、クローズドコンピュータ通信網契約者が所属するC C Nグループの代表者の同意がないとき。</p> <p>(10) <u>C C Nアクセス契約(料金表第1表に定めるカテゴリー2(クラス2(タイプ1に係るものに限ります。))に係るものに限ります。)に係る申込みをした者が、別記3に規定する接続契約者回線(Universal Oneサービス契約約款(第2編及び第3編)に定めるV P N契約に係るものに限ります。)に係る契約者と同一の者とならないとき。</u></p> <p>(11) <u>前10号</u>に規定するほか、その他当社のクローズドコンピュータ通信網サービスに係る業務の遂行上著しい支障があるとき。</p> <p>第12条～第13条 (略)</p> <p>(C C Nグループ回線等の変更等)</p> <p>第14条 C C Nセンター契約者は、C C Nグループ回線の変更、C C Nグループ識別共通符号の変更又はC C Nグループ識別共通符号に係るドメイン名変更の請求をすることができます。</p>	<p>(クローズドコンピュータ通信網申込みの承諾)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、そのクローズドコンピュータ通信網契約の申込みを承諾しないことがあります。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) C C Nセンター契約の申込みをした者が、料金表第1表(料金)に定めるカテゴリー2 <u>又はカテゴリー3</u>に係るクローズドコンピュータ通信網契約者と同一の者とならないとき。</p> <p>(7) C C Nアクセス契約(料金表第1表に定める<u>カテゴリー3(クラス2に係るものを除きます。)</u>に係るものに限ります。)の申込みをした者が他社接続契約者回線(D S L回線又は光アクセス回線に係るものに限ります。)について協定事業者と契約を締結している者と同一の者とならないとき。</p> <p>(8) その他社接続契約者回線(D S L回線(料金表第1表に定める<u>カテゴリー3(クラス1に係るものに限ります。)</u>に係るものに限ります。)に係る協定事業者の承諾が得られないとき。</p> <p>(9) (略)</p> <p>(10) <u>削除</u></p> <p>(11) <u>C C Nアクセス契約(料金表第1表に定めるカテゴリー3(クラス1(タイプ4又はタイプ6に係るものに限ります。))に係るものに限ります。)の二重化付加契約に係る申込みをした者が、通常契約を締結している者と同一の者とならないとき。</u></p> <p>(12) <u>C C Nアクセス契約(料金表第1表に定めるカテゴリー3(クラス1(タイプ4又はタイプ6に係るものに限ります。))に係るものに限ります。)の二重化付加契約に係る品目及び通信又は保守の態様による細目が、通常契約に係る品目及び通信又は保守の態様による細目と同一とならないとき。</u></p> <p>(13) <u>C C Nアクセス契約(料金表第1表に定めるカテゴリー3(クラス1(タイプ4又はタイプ6に係るものに限ります。))に係るものに限ります。)に係る申込みをした者が、C C Nセンター契約者と同一の者とならないとき。</u></p> <p>(14) <u>前13号</u>に規定するほか、その他当社のクローズドコンピュータ通信網サービスに係る業務の遂行上著しい支障があるとき。</p> <p>第12条～第13条 (略)</p> <p>(C C Nグループ回線等の変更等)</p> <p>第14条 C C Nセンター契約者(<u>カテゴリー2に係る者を除きます。</u>)は、C C Nグループ回線の変更、C C Nグループ識別共通符号の変更又はC C Nグループ識別共通符号に係るドメイン名変更の請求をすることができます。</p>

～2021年1月30日	2021年1月31日～
<p>2 CCNアクセス契約に係るクローズドコンピュータ通信網契約者（以下「CCNアクセス契約者」といいます。）は、CCNアクセス回線の変更（料金表第1表に定める<u>カテゴリー2（クラス2（プラン3に係るものに限ります。）に係るものに限ります。）</u>に係る変更を除きます。）の請求をすることができます。</p> <p>3 （略）</p> <p>第15条 <u>削除</u></p> <p>（クローズドコンピュータ通信網契約に基づく権利の譲渡）</p> <p>第16条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 当社は、前項の規定によりクローズドコンピュータ通信網利用権の譲渡の承認を求められたときは、次の場合を除いて、これを承認します。</p> <p>(1)～(5) （略）</p> <p>(6) クローズドコンピュータ通信網利用権（CCNセンター契約に係るものに限ります。）を譲り受けようとする者が、料金表第1表（料金）に定めるカテゴリー2に係るクローズドコンピュータ通信網契約者とならないとき。</p> <p>(7) クローズドコンピュータ通信網利用権（料金表第1表に定める<u>カテゴリー2（クラス4又はクラス8に係るものを除きます。）に係るものに限ります。）</u>を譲り受けようとする者が、他社接続契約者回線（DSL回線又は光アクセス回線に係るものに限ります。）又は利用回線について協定事業者と契約を締結している者とならないとき。</p> <p>(8) その譲渡について、他社接続契約者回線（DSL回線（料金表第1表に定める<u>カテゴリー2（クラス1に係るものに限ります。）</u>に係るものに限ります。）に係るものに限ります。）に係る協定事業者の承認が得られないとき。</p> <p>(9) <u>CCNアクセス契約の申込みの場合に、</u>クローズドコンピュータ通信網契約者が所属するCCNグループの代表者の同意がないとき。</p>	<p>2 CCNアクセス契約に係るクローズドコンピュータ通信網契約者（以下「CCNアクセス契約者」といいます。）は、CCNアクセス回線の変更（料金表第1表（<u>料金</u>）に定める<u>カテゴリー3（クラス1（タイプ4及びタイプ6に限ります。）に限ります。）</u>に係る変更を除きます。）の請求をすることができます。</p> <p>3 （略）</p> <p><u>（アクセス回線二重化）</u></p> <p>第15条 <u>クローズドコンピュータ通信網契約者（料金表第1表（料金）に定めるカテゴリー3（クラス1（タイプ4又はタイプ6に係るものに限ります。）に係る者に限ります。）に係る者に限ります。）は、通常契約に付加して二重化付加契約を締結することにより、アクセス回線二重化（通常契約に係る加入者回線又は接続契約者回線による通信を行うことができない状態（通信に著しい支障が生じ、通信を行うことができない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）となった場合に、通信を継続することができるようにするため、1の加入者回線又は接続契約者回線を加えて設置又は接続することをいいます。以下同じとします。）を行うことができます。</u></p> <p><u>（通常契約の解除に伴う二重化付加契約の扱い）</u></p> <p>第15条の2 <u>当社は、クローズドコンピュータ通信網契約者からそのクローズドコンピュータ通信網契約（料金表第1表（料金）に定めるカテゴリー3（クラス1のタイプ4又はタイプ6に係るものに限ります。）に係るものに限ります。以下、本条において同じとします。）の契約について、契約の解除があった旨の申出があったとき又はその事実を知ったときは、そのクローズドコンピュータ通信網契約に係る二重化付加契約を解除します。</u></p> <p>（クローズドコンピュータ通信網契約に基づく権利の譲渡）</p> <p>第16条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 当社は、前項の規定によりクローズドコンピュータ通信網利用権の譲渡の承認を求められたときは、次の場合を除いて、これを承認します。</p> <p>(1)～(5) （略）</p> <p>(6) クローズドコンピュータ通信網利用権（CCNセンター契約に係るものに限ります。）を譲り受けようとする者が、料金表第1表（料金）に定めるカテゴリー2 <u>又はカテゴリー3</u>に係るクローズドコンピュータ通信網契約者とならないとき。</p> <p>(7) クローズドコンピュータ通信網利用権（料金表第1表に定める<u>カテゴリー3（クラス2に係るものを除きます。）に係るものに限ります。）</u>を譲り受けようとする者が、他社接続契約者回線（DSL回線又は光アクセス回線に係るものに限ります。）又は利用回線について協定事業者と契約を締結している者とならないとき。</p> <p>(8) その譲渡について、他社接続契約者回線（DSL回線（料金表第1表に定める<u>カテゴリー3（クラス1に係るものに限ります。）</u>に係るものに限ります。）に係るものに限ります。）に係る協定事業者の承認が得られないとき。</p> <p>(9) クローズドコンピュータ通信網契約者が所属するCCNグループの代表者の同意がないとき。</p>

～2021年1月30日

2021年1月31日～

(10) クローズドコンピュータ通信網利用権（料金表第1表に定めるカテゴリ2（クラス2（タイプ1に係るものに限ります。）に係るものに限ります。）を譲り受けようとする者が、別記3に規定する接続契約者回線（Universal Oneサービス契約約款（第2編及び第3編）に定めるVPN契約に係るものに限ります。）に係る契約者と同一の者とならないとき。

(11) その他当社のクローズドコンピュータ通信網サービスに係る業務の遂行上著しい支障があるとき。

4 (略)

(光アクセス回線の事業者変更)

第16条の2 クローズドコンピュータ通信網契約者（料金表第1表（料金）に定めるカテゴリ2のクラス8に係る者に限ります。）は、光アクセス回線の事業者変更（出）の請求をすることができます。

2 前項の請求があったときは、当社は、第11条（クローズドコンピュータ通信網契約申込みの承諾）第2項各号のいずれかに該当する場合のほか、次の場合を除いて、これを承諾します。

(1) 事業者変更先の電気通信事業者が承諾しないとき。

(2) 加入者回線に係る品目若しくは細目の変更又は移転の請求があるとき。

(3) その他光アクセス回線の事業者変更（出）に関する業務の遂行に係る当社と東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社との契約に基づく条件に適合しないとき。

3 当社は、第1項の請求を承諾したときは、事業者変更承諾番号（光アクセス回線の事業者変更の手続きに必要な番号をいいます。以下同じとします。）を発行します。この場合において、事業者変更承諾番号は、発行日から起算して15日間に限り有効とします。

(その他の契約内容の変更)

第17条 当社は、クローズドコンピュータ通信網契約者から請求があったときは、第10条（クローズドコンピュータ通信網契約申込みの方法）第4号に規定する契約内容の変更を行います。

(10) 削除

(11) クローズドコンピュータ通信網利用権（料金表第1表に定めるカテゴリ3（クラス1（タイプ4又はタイプ6に係るものに限ります。）の二重化付加契約に係るものに限ります。）を譲り受けようとする者が、通常契約を締結している者と同一の者とならないとき。

(12) その譲渡について、二重化付加契約（料金表第1表に定めるカテゴリ3（料金表第1表に定めるクラス1（タイプ4又はタイプ6に係るものに限ります。）に係るものに限ります。）に係る品目及び通信又は保守の態様による細目が、通常契約に係る品目及び通信又は保守の態様による細目と同一とならないとき。

(13) クローズドコンピュータ通信網利用権（料金表第1表に定めるカテゴリ3（料金表第1表に定めるクラス1（タイプ4又はタイプ6に係るものに限ります。）に係るものに限ります。）を譲り受けようとする者が、CCNセンター契約者と同一の者とならないとき。

(14) 前13号に規定するほか、その他当社のクローズドコンピュータ通信網サービスに係る業務の遂行上著しい支障があるとき。

4 (略)

第16条の2 削除

(その他の契約内容の変更)

第17条 当社は、クローズドコンピュータ通信網契約者から請求があったときは、第10条（クローズドコンピュータ通信網契約申込みの方法）第5号に規定する契約内容の変更を行います。

～2021年1月30日	2021年1月31日～
<p>2 (略) 第18条～第21条 (略)</p> <p>第5章 <u>付加機能</u> <u>(付加機能の提供)</u></p> <p>第22条 <u>当社は、クローズドコンピュータ通信網契約者から請求があったときは、次の場合を除き、料金表第1表(料金)に定めるところにより付加機能を提供します。</u></p> <p><u>(1) 付加機能の提供を請求したクローズドコンピュータ通信網契約者が、付加機能利用料の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。</u></p> <p><u>(2) 付加機能の提供を請求したクローズドコンピュータ通信網契約者が、本条第2項の規定により、その付加機能の利用を停止されている、又はその付加機能の廃止を受けたことがあるとき。</u></p> <p><u>(3) 付加機能の提供を請求したクローズドコンピュータ通信網契約者が、虚偽の内容を含む請求を行ったとき。</u></p> <p><u>(4) 付加機能の提供が技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等当社のクローズドコンピュータ通信網サービスに係る業務の遂行上支障があるとき。</u></p> <p><u>2 当社は、料金表第1表(料金)に別段の定めがあるときは、その付加機能の利用の停止又は廃止を行うことがあります。</u></p> <p><u>(付加機能の廃止)</u></p> <p>第23条 <u>当社は、付加機能の提供を受けているクローズドコンピュータ通信網契約者から廃止の申出があったときは、その付加機能を廃止します。</u></p> <p>第6章～第7章 (略)</p> <p>第8章 利用中止等</p> <p>第27条 (略) (利用停止)</p> <p>第28条 当社は、クローズドコンピュータ通信網契約者が次のいずれかに該当するときは、6か月以内で当社が定める期間(そのクローズドコンピュータ通信網サービスの料金その他の債務(この約款の規定により、支払いを要することとなったクローズドコンピュータ通信網サービスの料金、工事に関する費用又は割増金等の料金以外の債務をいいます。以下本条において同じとします。)を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間)、そのクローズドコンピュータ通信網サービスの一部又は全部の利用を停止することがあります。</p> <p>(1) 料金その他の債務(接続契約者回線又は他社接続共用回線に係るものを含みます。)について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>2 (略) 第18条～第21条 (略)</p> <p>第5章 <u>削除</u></p> <p>第22条 <u>削除</u></p> <p>第23条 <u>削除</u></p> <p>第6章～第7章 (略)</p> <p>第8章 利用中止等</p> <p>第27条 (略) (利用停止)</p> <p>第28条 当社は、クローズドコンピュータ通信網契約者が次のいずれかに該当するときは、6か月以内で当社が定める期間(そのクローズドコンピュータ通信網サービスの料金その他の債務(この約款の規定により、支払いを要することとなったクローズドコンピュータ通信網サービスの料金、工事に関する費用又は割増金等の料金以外の債務をいいます。以下本条において同じとします。)を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間)、そのクローズドコンピュータ通信網サービスの一部又は全部の利用を停止することがあります。</p> <p>(1) 料金その他の債務(接続契約者回線に係るものを含みます。)について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>2～4 (略)</p>



～2021年1月30日	2021年1月31日～
<p>5 <a href="#">前4項に規定するほか、当社は別冊に別段の定めがある場合はそのクローズドコンピュータ通信網サービスの利用を停止することがあります。</a></p> <p>第29条 (略)</p> <p>第9章 通信 (通信利用の制限等)</p> <p>第30条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <a href="#">当社は、日本国内で遵守すべき条約、法令等により禁止又は処罰の対象となりうるコンテンツ等に関して、当社が指定する児童ポルノアドレスリスト作成管理団体から提供されるアドレスリストに基づき、クローズドコンピュータ通信網契約者からの閲覧要求に対して当該閲覧を制限することがあります。</a></p> <p>4 <a href="#">前項の規定によりクローズドコンピュータ通信網契約者の利用に不利益が生ずる場合があることについて、クローズドコンピュータ通信網契約者はあらかじめ同意するものとします。</a></p> <p>5 (略) (C&amp;Cサーバ等との通信の遮断等)</p> <p>第30条の2 <a href="#">当社は、クローズドコンピュータ通信網契約者が当社に対してインターネット上のサーバに対するアクセス要求をした際、マルウェア(コンピュータウイルス、ワーム又はスパイウェア等の「悪意のあるソフトウェア」の総称をいいます。)に感染すること等により、当該クローズドコンピュータ通信網契約者がC&amp;Cサーバ(外部から侵入して乗っ取ったコンピュータを多数利用したサイバー攻撃において、コンピュータ群に指令を送って制御するサーバコンピュータのことをいいます。)等とアクセスしようとする場合であって、そのアクセスを遮断するため、当該クローズドコンピュータ通信網契約者のアクセス要求に係る名前解決要求に係るドメイン情報等について、機械的・自動的に検知し、当社が指定するアドレスリストとの間の照会を行い、当該リストにあるドメイン情報等と一致するときは、当該名前解決要求に係る通信を遮断するものとします。この場合において、当社は、当該通信の遮断につき、注意喚起を行うことなく直ちに実施するものとします。</a></p> <p>2 <a href="#">クローズドコンピュータ通信網契約の申込みをする者及びクローズドコンピュータ通信網契約者は、前項の当社が行う検知及び通信の遮断に係る内容及び目的等につき、あらかじめ包括的に同意していただきます。</a></p> <p>3 <a href="#">クローズドコンピュータ通信網契約者は、随時、本条に規定する当社が行う検知及び通信の遮断等につき、他の条件を同一としたまま当該検知及び通信の遮断等を行わないよう設定変更できるものとし、当社は、当社のWebサイト(<a href="https://www.ntt.com/business/services/security/security-measures/malware">https://www.ntt.com/business/services/security/security-measures/malware</a>)において、その設定変更の方法を公表します。</a></p>	<p>5 <a href="#">削除</a></p> <p>第29条 (略)</p> <p>第9章 通信 (通信利用の制限等)</p> <p>第30条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <a href="#">削除</a></p> <p>4 <a href="#">削除</a></p> <p>5 (略)</p> <p>第30条の2 <a href="#">削除</a></p>

～2021年1月30日

2021年1月31日～

4 当社は、本条の規定による措置を実施する場合において、クローズドコンピュータ通信網契約者の利用するサービスの完全性及び可用性を保証するものではありません。本条の規定による当社が行う検知及び通信の遮断等により、クローズドコンピュータ通信網契約者の通信の利用に不利益が生ずる場合があることについて、クローズドコンピュータ通信網契約者はあらかじめ同意するものとします。

(回線による制約)

第31条 クローズドコンピュータ通信網契約者は、当社又は当社以外の電気通信事業者の契約約款及び料金表の定めるところにより、接続契約者回線等、DSL回線、光アクセス回線、を使用することができない場合（当社が別に定める理由により、使用することができない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）においては、クローズドコンピュータ通信網サービスを利用することができない場合があります。

(注) (略)

#### 第10章 料金等

##### 第1節 (略)

##### 第2節 料金等の支払義務

(利用料金等の支払義務)

第33条 クローズドコンピュータ通信網契約者は、その契約に基づいて当社がクローズドコンピュータ通信網サービスの提供を開始した日（付加機能又は端末設備についてはその提供を開始した日）から起算して、契約の解除があった日（付加機能又は端末設備についてはその廃止のあった日）の前日までの期間（提供を開始した日と解除又は廃止のあった日が同一の日である場合は、1日間とします。）について、料金表第1表（料金）に規定するクローズドコンピュータ通信網契約に係る利用料金及び使用料（以下「定額利用料等」といいます。）の支払いを要します。

2 前項の期間において、クローズドコンピュータ通信網サービスを全く利用することができない状態が生じたときの料金の支払いは、次によります。

(1) 利用停止があったときは、クローズドコンピュータ通信網契約者は、その期間中の定額利用料等の支払いを要し、第50条（クローズドコンピュータ通信網契約者からの通知）第3項に規定するクローズドコンピュータ通信網サービスへの接続が出来ないときは、クローズドコンピュータ通信網契約者は、そのクローズドコンピュータ通信網サービスへの接続が出来ない期間中の定額利用料等の支払いを要します。

(2) (略)

3～(注) (略)

第34条～第35条 (略)

第3節～第4節 (略)

第11章～第12章 (略)

#### 第13章 雑則

第44条～第49条 (略)

(回線による制約)

第31条 クローズドコンピュータ通信網契約者は、当社又は当社以外の電気通信事業者の契約約款及び料金表の定めるところにより、接続契約者回線等、DSL回線、光アクセス回線を使用することができない場合（当社が別に定める理由により、使用することができない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）においては、クローズドコンピュータ通信網サービスを利用することができない場合があります。

(注) (略)

#### 第10章 料金等

##### 第1節 (略)

##### 第2節 料金等の支払義務

(利用料金等の支払義務)

第33条 クローズドコンピュータ通信網契約者は、その契約に基づいて当社がクローズドコンピュータ通信網サービスの提供を開始した日（端末設備についてはその提供を開始した日）から起算して、契約の解除があった日（端末設備についてはその廃止のあった日）の前日までの期間（提供を開始した日と解除又は廃止のあった日が同一の日である場合は、1日間とします。）について、料金表第1表（料金）に規定するクローズドコンピュータ通信網契約に係る利用料金及び使用料（以下「定額利用料等」といいます。）の支払いを要します。

2 前項の期間において、クローズドコンピュータ通信網サービスを全く利用することができない状態が生じたときの料金の支払いは、次によります。

(1) 利用停止があったときは、クローズドコンピュータ通信網契約者は、その期間中の定額利用料等の支払いを要し、第49条（クローズドコンピュータ通信網契約者からの通知）第3項に規定するクローズドコンピュータ通信網サービスへの接続が出来ないときは、クローズドコンピュータ通信網契約者は、そのクローズドコンピュータ通信網サービスへの接続が出来ない期間中の定額利用料等の支払いを要します。

(2) (略)

3～(注) (略)

第34条～第35条 (略)

第3節～第4節 (略)

第11章～第12章 (略)

#### 第13章 雑則

第44条～第49条 (略)

～2021年1月30日

2021年1月31日～

(クローズドコンピュータ通信網契約者の氏名の通知等)

第50条 (略)

2 (略)

3 クローズドコンピュータ通信網契約者は、光アクセス回線の事業者変更(出)にあたり、その加入者回線に係る情報(光コラボレーション事業者が締結する光コラボレーションモデルに関する契約に基づき契約事業者が保有する情報であって、クローズドコンピュータ通信網契約者の氏名又は名称、住所又は居所、加入者回線の設置場所、加入者回線に係る品目又は細目、契約事業者がクローズドコンピュータ通信網契約者に対して直接提供するサービスがある場合には当該サービスに関するクローズドコンピュータ通信網契約者と契約事業者との契約内容をいいます。)のうち、光アクセス回線の事業者変更を行うために必要な情報について、契約事業者が事業者変更先の電気通信事業者に通知する必要があることについて、予め承諾するものとします。

第51条～第57条の4 (略)

第14章 附帯サービス  
(附帯サービス)

第58条 クローズドコンピュータ通信網サービスに関する附帯サービスの取扱いについては、別記15から別記21までに定めるところによります。

別記

1～2 (略)

3 クローズドコンピュータ通信網サービスの提供に係る当社若しくは協定事業者又は契約事業者の電気通信サービスの契約等

(1) 接続契約者回線に係るもの

契約の種別等	契約約款の名称
第1種契約	<u>イーサネット通信サービス契約約款</u>
<u>V P N契約(アクセスタイプ7に係るものに限ります。)</u>	<u>Universal One サービス契約約款(第2編)</u>
Universal One契約	Universal One サービス契約約款(第1編)

(2) (略)

4～14 (略)

15 クローズドコンピュータ通信網サービスに係る端末設備の提供

(クローズドコンピュータ通信網契約者の氏名の通知等)

第50条 (略)

2 (略)

3 削除

第51条～第57条の4 (略)

第14章 附帯サービス  
(附帯サービス)

第58条 クローズドコンピュータ通信網サービスに関する附帯サービスの取扱いについては、別記16から別記21までに定めるところによります。

別記

1～2 (略)

3 クローズドコンピュータ通信網サービスの提供に係る当社若しくは協定事業者又は契約事業者の電気通信サービスの契約等

(1) 接続契約者回線に係るもの

契約の種別等	契約約款の名称
Universal One契約	Universal One サービス契約約款(第1編)

(2) (略)

4～14 (略)

15 削除

～2021年1月30日

2021年1月31日～

(1) 当社は、クローズドコンピュータ通信網契約者（料金表第1表（料金）に定めるカテゴリー2に係る者に限ります。以下15において同じとします。）から請求があったときは、そのクローズドコンピュータ通信網サービスに係る端末設備を提供します。この場合、クローズドコンピュータ通信網契約者は料金表第3表（付帯サービスに関する料金）に規定する料金の支払いを要します。

(2) クローズドコンピュータ通信網サービスに係る端末設備の提供の請求を行うことができるクローズドコンピュータ通信網契約者は、料金表第3表に規定する端末設備の種類等ごとに、次のとおりとします。

端末設備の種類		クローズドコンピュータ通信網契約者
メイン型	I型、II型、N型及 びボイスゲートウ	ア クラス1のタイプ2のコース1に係る者
	エイ型	イ クラス4のコース1に係る者
		ウ クラス8に係る者

(3) 当社は、クローズドコンピュータ通信網契約者から請求があったときは、料金表第3表に定めるところにより端末設備に係るオプションサービスを提供します。この場合、クローズドコンピュータ通信網契約者は、料金表第3表に規定する料金の支払いを要します。

(4) 当社は、クローズドコンピュータ通信網契約者から請求があったときは、端末設備の設置若しくは移転又はその他の変更に係る工事を行います。この場合、クローズドコンピュータ通信網契約者は、料金表第3表に規定する工事費の支払いを要します。

(5) 端末設備を設置するために必要な場所は、クローズドコンピュータ通信網契約者から提供していただきます。

(6) 端末設備に必要な電気は、クローズドコンピュータ通信網契約者から提供していただきます。

(7) クローズドコンピュータ通信網契約者が端末設備を使用することができなくなったときは、当社に修理の請求をしていただきます。

(8) クローズドコンピュータ通信網契約者は、当社が提供した端末設備を善良な管理者の注意をもって保管していただきます。

(9) クローズドコンピュータ通信網契約者は、(8)の規定に違反して端末設備を亡失し、又はき損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。

(10) クローズドコンピュータ通信網契約者は、当社が設置した端末設備について、端末設備の廃止、クローズドコンピュータ通信網契約の解除、クローズドコンピュータ通信網サービスの一部若しくは全部の廃止又はその他の事由により、その端末設備を使用する権利を失ったときは、その端末設備をクローズドコンピュータ通信網契約者の費用負担により原状に復したうえで、当社が指定する期日までに当社が指定する方法によりクローズドコンピュータ通信網サービス取扱所へ返還していただきます。

～2021年1月30日	2021年1月31日～
<p><u>(11) クローズドコンピュータ通信網契約者は、(10)の規定による端末設備の返還が遅延したとき（当社の責めに帰すべき事由による場合を除きます。）は、当社が別に算定する金額を支払っていただきます。</u></p> <p><u>(12) クローズドコンピュータ通信網契約者は、(10)の規定による端末設備の返還に関し、当社がその端末設備をその所在場所から撤去又は回収するときは、その撤去又は回収に協力するものとし、これを妨害し、又は拒んだりしないものとします。</u></p> <p><u>(13) 当社は、(10)の規定による端末設備の返還に際して、クローズドコンピュータ通信網契約者がその端末設備以外の物品等を同梱した場合、その物品等の所有者がその所有権を放棄したものとみなし、その物品等を任意に処分できるものとします。</u></p> <p>16 加入者回線に係る端末設備の提供</p> <p>(1) 当社は、クローズドコンピュータ通信網契約者（料金表第1表（料金）に定める<u>カテゴリ2（クラス4に係るものであってプラン1に係るものに限り、）</u>又はカテゴリ3（クラス2のタイプ1に係るものに限り、）以下16において同じとします。）から請求があったときは、そのクローズドコンピュータ通信網サービスに係る端末設備を提供します。この場合、クローズドコンピュータ通信網契約者は料金表第3表（附帯サービスに関する料金）に規定する料金の支払いを要します。</p> <p>(2)～(12) (略)</p> <p>17 (略)</p> <p>18 クローズドコンピュータ通信網サービスに係る屋内配線の提供等</p> <p>(1) 当社は、クローズドコンピュータ通信網契約者（料金表第1表に定める<u>カテゴリ2（クラス4（プラン1に係るものに限り、）に係るものに限り、）</u>又はカテゴリ3（クラス2のタイプ1に係るものに限り、）に係る者に限り、）以下18において同じとします。）から請求があったときは、そのクローズドコンピュータ通信網サービスに係る屋内配線を提供します。この場合、クローズドコンピュータ通信網契約者は、料金表第3表（附帯サービスに関する料金）に規定する料金の支払いを要します。</p> <p>(2)～(11) (略)</p> <p>19 保守一元サービスの提供等</p>	<p>16 加入者回線に係る端末設備の提供</p> <p>(1) 当社は、クローズドコンピュータ通信網契約者（料金表第1表（料金）に定めるカテゴリ3（クラス2のタイプ1に係るものに限り、）以下16において同じとします。）から請求があったときは、そのクローズドコンピュータ通信網サービスに係る端末設備を提供します。この場合、クローズドコンピュータ通信網契約者は料金表第3表（附帯サービスに関する料金）に規定する料金の支払いを要します。</p> <p>(2)～(12) (略)</p> <p>17 (略)</p> <p>18 クローズドコンピュータ通信網サービスに係る屋内配線の提供等</p> <p>(1) 当社は、クローズドコンピュータ通信網契約者（料金表第1表（<u>料金</u>）に定めるカテゴリ3（クラス2のタイプ1に係るものに限り、）に係る者に限り、）以下18において同じとします。）から請求があったときは、そのクローズドコンピュータ通信網サービスに係る屋内配線を提供します。この場合、クローズドコンピュータ通信網契約者は、料金表第3表（附帯サービスに関する料金）に規定する料金の支払いを要します。</p> <p>(2)～(11) (略)</p> <p>19 保守一元サービスの提供等</p>

～2021年1月30日

2021年1月31日～

(1) 当社は、クローズドコンピュータ通信網契約者（料金表第1表（料金）に定めるカテゴリー2（クラス1（タイプ2に係るものに限り。））又はカテゴリー3（クラス1に係るものに限り。））に係る者に限り、以下19において同じとします。）から請求があったときは、その契約に係る協定事業者の提供するDSL回線（別記3に規定する他社接続契約者回線に係るものに限り、以下19において同じとします。）又は光アクセス回線（別記3に規定する他社接続契約者回線（東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社の卸電気通信役務を利用する他の電気通信事業者の電気通信サービスに係るものを除きます。）に係るものに限り、以下19において同じとします。）の故障等に係る保守一元サービス（クローズドコンピュータ通信網契約者が協定事業者へ修理の請求等を行うものを当社が一元的に取次ぎ、代行して行うものをいいます。）を提供します。この場合、クローズドコンピュータ通信網契約者は料金表第3表（附帯サービスに関する料金）に規定する料金の支払いを要します。

(2) (略)  
20～23 (略)

料金表  
通則

1 (略)

2 当社は、次の場合が生じたときは、定額利用料等をその利用日数に応じて日割します。

- (1) 料金月の初日以外の日にクローズドコンピュータ通信網サービスの提供の開始（付加機能又は端末設備についてはその提供の開始）があったとき。
- (2) 料金月の初日以外の日に契約の解除（付加機能又は端末設備についてはその廃止）があったとき。
- (3) 料金月の初日にクローズドコンピュータ通信網サービスの提供の開始（付加機能又は端末設備についてはその提供の開始）を行い、その日にその契約の解除（付加機能又は端末設備についてはその廃止）があったとき。

(4)～(6) (略)

3～13 (略)

第1表 料金（附帯サービスの料金を除きます。）

第1 利用料金

1 適用

区 分	内 容				
(1) 種別に係る料金の適用	当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおり種別を定めます。				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種 別	内 容		
種 別	内 容				

(1) 当社は、クローズドコンピュータ通信網契約者（料金表第1表（料金）に定めるカテゴリー3（クラス1に係るものに限り。））に係る者に限り、以下19において同じとします。）から請求があったときは、その契約に係る協定事業者の提供するDSL回線（別記3に規定する他社接続契約者回線に係るものに限り、以下19において同じとします。）又は光アクセス回線（別記3に規定する他社接続契約者回線（東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社の卸電気通信役務を利用する他の電気通信事業者の電気通信サービスに係るものを除きます。）に係るものに限り、以下19において同じとします。）の故障等に係る保守一元サービス（クローズドコンピュータ通信網契約者が協定事業者へ修理の請求等を行うものを当社が一元的に取次ぎ、代行して行うものをいいます。）を提供します。この場合、クローズドコンピュータ通信網契約者は料金表第3表（附帯サービスに関する料金）に規定する料金の支払いを要します。

(2) (略)  
20～23 (略)

料金表  
通則

1 (略)

2 当社は、次の場合が生じたときは、定額利用料等をその利用日数に応じて日割します。

- (1) 料金月の初日以外の日にクローズドコンピュータ通信網サービスの提供の開始（端末設備についてはその提供の開始）があったとき。
- (2) 料金月の初日以外の日に契約の解除（端末設備についてはその廃止）があったとき。
- (3) 料金月の初日にクローズドコンピュータ通信網サービスの提供の開始（端末設備についてはその提供の開始）を行い、その日にその契約の解除（端末設備についてはその廃止）があったとき。

(4)～(6) (略)

3～13 (略)

第1表 料金（附帯サービスの料金を除きます。）

第1 利用料金

1 適用

区 分	内 容				
(1) 種別に係る料金の適用	当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおり種別を定めます。				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種 別	内 容		
種 別	内 容				

～2021年1月30日	2021年1月31日～
-------------	-------------

<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">カテゴリー 2</td> <td> <p>1 次の(1)から(3)までに掲げるものから構成されるグループを利用するものであって、CCNグループ識別共通符号又は当社が付与するIPアドレスにより、本欄2（通信の相手先）に掲げる通信の相手先との通信を行うもの</p> <p>(1) 他社接続契約者回線（DSL回線又は光アクセス回線に係るものに限ります。）</p> <p>(2) <u>別記3に規定する接続契約者回線のうち次に係るもの</u></p> <p style="margin-left: 20px;">ア <u>Universal Oneサービス契約約款（第1編）に定めるUniversal One契約</u></p> <p style="margin-left: 20px;">イ <u>Universal Oneサービス契約約款（第2編及び第3編）に定めるVPN契約</u></p> <p>(3) 加入者回線</p> <p>2 (略)</p> </td> </tr> <tr> <td>カテゴリー 3</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">備考 (略)</td> </tr> </table>	カテゴリー 2	<p>1 次の(1)から(3)までに掲げるものから構成されるグループを利用するものであって、CCNグループ識別共通符号又は当社が付与するIPアドレスにより、本欄2（通信の相手先）に掲げる通信の相手先との通信を行うもの</p> <p>(1) 他社接続契約者回線（DSL回線又は光アクセス回線に係るものに限ります。）</p> <p>(2) <u>別記3に規定する接続契約者回線のうち次に係るもの</u></p> <p style="margin-left: 20px;">ア <u>Universal Oneサービス契約約款（第1編）に定めるUniversal One契約</u></p> <p style="margin-left: 20px;">イ <u>Universal Oneサービス契約約款（第2編及び第3編）に定めるVPN契約</u></p> <p>(3) 加入者回線</p> <p>2 (略)</p>	カテゴリー 3	(略)	備考 (略)		<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">カテゴリー 2</td> <td> <p>1 次の(1)から(3)までに掲げるものから構成されるグループを利用するものであって、CCNグループ識別共通符号又は当社が付与するIPアドレスにより、本欄2（通信の相手先）に掲げる通信の相手先との通信を行うもの</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 接続契約者回線</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> </td> </tr> <tr> <td>カテゴリー 3</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">備考 (略)</td> </tr> </table>	カテゴリー 2	<p>1 次の(1)から(3)までに掲げるものから構成されるグループを利用するものであって、CCNグループ識別共通符号又は当社が付与するIPアドレスにより、本欄2（通信の相手先）に掲げる通信の相手先との通信を行うもの</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 接続契約者回線</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 (略)</p>	カテゴリー 3	(略)	備考 (略)	
カテゴリー 2	<p>1 次の(1)から(3)までに掲げるものから構成されるグループを利用するものであって、CCNグループ識別共通符号又は当社が付与するIPアドレスにより、本欄2（通信の相手先）に掲げる通信の相手先との通信を行うもの</p> <p>(1) 他社接続契約者回線（DSL回線又は光アクセス回線に係るものに限ります。）</p> <p>(2) <u>別記3に規定する接続契約者回線のうち次に係るもの</u></p> <p style="margin-left: 20px;">ア <u>Universal Oneサービス契約約款（第1編）に定めるUniversal One契約</u></p> <p style="margin-left: 20px;">イ <u>Universal Oneサービス契約約款（第2編及び第3編）に定めるVPN契約</u></p> <p>(3) 加入者回線</p> <p>2 (略)</p>												
カテゴリー 3	(略)												
備考 (略)													
カテゴリー 2	<p>1 次の(1)から(3)までに掲げるものから構成されるグループを利用するものであって、CCNグループ識別共通符号又は当社が付与するIPアドレスにより、本欄2（通信の相手先）に掲げる通信の相手先との通信を行うもの</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 接続契約者回線</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 (略)</p>												
カテゴリー 3	(略)												
備考 (略)													
<p>(2) 品目に係る料金の適用</p>	<p>ア <u>当社は、カテゴリー2（クラス2（タイプ1のプラン3及びタイプ6に係るものを除きます。））に限ります。）に係る料金額を適用するにあたって、次表のとおり品目を定めます。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">品 目</th> <th style="text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <u>1 Mb/sから1 Mb/sごとに5 Mb/sまで及び10 Mb/sから10 Mb/sごとに100 Mb/sまでの品目</u> </td> <td style="vertical-align: top;"> <u>料金表別表に規定する伝送速度までの符号伝送が可能なもの</u> </td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p><u>1 カテゴリー2（クラス2のタイプ1に係るものに限ります。）に係る通信は、別記3に規定する接続契約者回線（Universal Oneサービス契約約款（第2編及び第3編）に定めるVPN契約に係るものに限ります。）との間で行うことができます。</u></p>	品 目	内 容	<u>1 Mb/sから1 Mb/sごとに5 Mb/sまで及び10 Mb/sから10 Mb/sごとに100 Mb/sまでの品目</u>	<u>料金表別表に規定する伝送速度までの符号伝送が可能なもの</u>								
品 目	内 容												
<u>1 Mb/sから1 Mb/sごとに5 Mb/sまで及び10 Mb/sから10 Mb/sごとに100 Mb/sまでの品目</u>	<u>料金表別表に規定する伝送速度までの符号伝送が可能なもの</u>												
<p>(2) 品目に係る料金の適用</p>	<p>ア <u>削除</u></p>												

～2021年1月30日

2021年1月31日～

2 カテゴリー2（クラス2に係るものに限ります。）  
については、クラス1、クラス4又はクラス8に係る  
契約が1以上の場合に限り提供します。

イ 当社は、カテゴリー2（クラス4又はクラス8に係るもの  
に限ります。）又はカテゴリー3（クラス2に係るものに限  
ります。）に係る料金額を適用するにあたって、次表のとおり品目  
を定めます。

(ア) DSL回線に係るもの

品目	内 容
(略)	(略)
備考	
1 (略)	
2	<u>DSL回線に係るものは、カテゴリー2のクラス8</u> <u>に係るものを除き提供します。</u>

(イ) 光アクセス回線に係るもの

品目	内 容
100Mb/s	(略)
<u>200Mb/s</u>	<u>最大200Mbit/sまでの符号伝送可能な</u> <u>もの</u>
備考 <u>200Mb/sはクラス8に限り提供します。</u>	

ウ (略)

(3) 細目に係る  
料金の適用

ア 当社は、カテゴリー2に係る料金額を適用するにあたって、  
次表のとおり通信又は保守の態様による細目を定めます。

(ア) 接続形態による区別

区 別	内 容
<u>クラス1</u>	<u>別記3に規定するDSL回線又は光アク</u> <u>セス回線と接続して提供するもの</u>
クラス2	別記3に規定する接続契約者回線と接続 して提供するもの
<u>クラス4</u>	<u>加入者回線と接続して提供するもの</u>
<u>クラス8</u>	<u>加入者回線と接続して提供するものであ</u> <u>ってクラス4以外のもの</u>

イ 当社は、カテゴリー3（クラス2に係るものに限ります。）  
に係る料金額を適用するにあたって、次表のとおり品目を定め  
ます。

イ 当社は、カテゴリー3（クラス2に係るものに限ります。）  
に係る料金額を適用するにあたって、次表のとおり品目を定め  
ます。

(ア) DSL回線に係るもの

品目	内 容
(略)	(略)
備考	
1 (略)	
2	<u>削除</u>

(イ) 光アクセス回線に係るもの

品目	内 容
100Mb/s	(略)

備考 削除

ウ (略)

(3) 細目に係る  
料金の適用

ア 当社は、カテゴリー2に係る料金額を適用するにあたって、  
次表のとおり通信又は保守の態様による細目を定めます。

(ア) 接続形態による区別

区 別	内 容
クラス2	(略)



～2021年1月30日

2021年1月31日～

備考 この約款に定めのない、クラス4及びクラス8の加入者回線に係る提供条件は、別記3に定める協定事業者の契約約款(料金表の規定に係るものに限ります。)に準ずるものとします。

(イ) アクセス回線による区別

A クラス1に係るもの

区 別	内 容
<u>タイプ2</u>	<u>別記15に定める端末設備を利用して別記3に規定するDSL回線又は光アクセス回線と接続して提供するもの</u>

B クラス2に係るもの

区 別	内 容
<u>タイプ1</u>	<u>別記3に規定する接続契約者回線(Universal One サービス契約約款(第2編及び第3編)に定めるVPN契約に係るものに限ります。)と接続して提供するもの</u>
タイプ6	(略)

(ウ) 中継網による区別

区 別	内 容
<u>コース1</u>	<u>中継網を二重化しないもの</u>

イ (略)

ウ 当社は、カテゴリー2(クラス4に係るものに限ります。)又はカテゴリー3(クラス2に係るものに限ります。)に係る料金額を適用するにあたって、次表のとおり保守の態様による細目を定めます。

(略)

備考 カテゴリー2(クラス2に係るものに限ります。)については、同一のCCNグループに属するアクセス契約が1以上ある場合に限り提供します。

(イ) アクセス回線による区別

A 削除

B クラス2に係るもの

区 別	内 容
-----	-----

タイプ6	(略)
------	-----

(ウ) 削除

イ (略)

ウ 当社は、カテゴリー3(クラス2に係るものに限ります。)に係る料金額を適用するにあたって、次表のとおり保守の態様による細目を定めます。

(略)

～2021年1月30日

2021年1月31日～

(4) カテゴリー2の区別に係る料金の適用

ア クラス1のタイプ2には次の区別があります。

<u>区 別</u>	<u>内 容</u>
<u>プラン1</u>	<u>別記3に定めるDSL回線を利用するもの</u>
<u>プラン2</u>	<u>次に掲げる光アクセス回線を利用するもの</u> ・東日本電信電話株式会社の契約約款及び料金表に規定するメニュー5-1の100Mb/s品目のI型のプラン3に係るものであって、同社が同社の契約約款及び料金表の規定によりI型からII型への細目の変更（契約者からの請求によるものを除きます。）を行ったもの
<u>プラン3</u>	<u>別記3のEK010に係る光アクセス回線を利用するもの</u>
<u>プラン5</u>	<u>次に掲げる光アクセス回線を利用するもの</u> ・東日本電信電話株式会社の契約約款及び料金表に規定するメニュー5-2の100Mb/s品目のI型に係るものであって、同社が同社の契約約款及び料金表の規定によりI型からII型への細目の変更（契約者からの請求によるものを除きます。）を行ったもの
<u>プランNF</u>	<u>別記3のEK030、EK040、WK020又はWK030に係る光アクセス回線を利用するもの</u>
<u>プランNM</u>	<u>別記3のEM020、EM030、WM020又はWM030に係る光アクセス回線を利用するもの</u>

イ クラス2のタイプ1には次の区別があります。

<u>区 別</u>	<u>内 容</u>
------------	------------

(4) 削除

削除

～2021年1月30日

2021年1月31日～

<u>プラン1</u>	<u>別記3に定める接続契約者回線 (Universal Oneサービス契約約款 (第2編及び第3編) に定めるVPN契約 (アクセスタイプ7のコース2のクラス1に限ります。)) に係るものに限ります。)) を利用するものであって、回線収容部に係る電気通信設備の帯域を共有して提供するもの</u>
<u>プラン2</u>	<u>別記3に定める接続契約者回線 (Universal Oneサービス契約約款 (第2編及び第3編) に定めるVPN契約 (アクセスタイプ7のコース2のクラス2に限ります。)) に係るものに限ります。)) を利用するものであって、回線収容部に係る電気通信設備の帯域を専有して提供するもの</u>
<u>プラン3</u>	<u>別記3に定める接続契約者回線 (Universal Oneサービス契約約款 (第2編及び第3編) に定めるVPN契約 (アクセスタイプ7のコース2のクラス3に限ります。)) に係るものに限ります。)) を利用するものであって、回線収容部に係る電気通信設備の帯域を共有して提供するもの</u>

ウ 削除

エ クラス4には次の区別があります。

<u>区 別</u>	<u>内 容</u>
<u>プラン1</u>	<u>別記3に定めるDSL回線を利用するもの</u>
<u>プラン3</u>	<u>次に掲げる光アクセス回線を利用するもの</u> ・東日本電信電話株式会社の契約約款及び料金表に規定するメニュー5-1の100Mb/s品目のI型のプラン3に係るものであって、同社が同社の契約約款及び料金表の規定によりI型からII型への細目の変更 (契約者からの請求によるものを除きます。) を行ったもの
<u>プラン4</u>	<u>別記3のEK010に係る光アクセス回線を利用するもの</u>

～2021年1月30日		2021年1月31日～									
	<table border="1"> <tr> <td><u>プランNF</u></td> <td><u>別記3のEK030、EK040、WK020又はWK030に係る光アクセス回線を利用するもの</u></td> </tr> </table> <p><u>オ クラス8には次の区別があります。</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th><u>区 別</u></th> <th><u>内 容</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>プランNF</u></td> <td><u>別記3のEK030、EK040、WK020又はWK030に係る光アクセス回線を利用するもの</u></td> </tr> <tr> <td><u>プランNM</u></td> <td><u>別記3のEM020、EM030、WM020又はWM030に係る光アクセス回線を利用するもの</u></td> </tr> </tbody> </table>	<u>プランNF</u>	<u>別記3のEK030、EK040、WK020又はWK030に係る光アクセス回線を利用するもの</u>	<u>区 別</u>	<u>内 容</u>	<u>プランNF</u>	<u>別記3のEK030、EK040、WK020又はWK030に係る光アクセス回線を利用するもの</u>	<u>プランNM</u>	<u>別記3のEM020、EM030、WM020又はWM030に係る光アクセス回線を利用するもの</u>		
<u>プランNF</u>	<u>別記3のEK030、EK040、WK020又はWK030に係る光アクセス回線を利用するもの</u>										
<u>区 別</u>	<u>内 容</u>										
<u>プランNF</u>	<u>別記3のEK030、EK040、WK020又はWK030に係る光アクセス回線を利用するもの</u>										
<u>プランNM</u>	<u>別記3のEM020、EM030、WM020又はWM030に係る光アクセス回線を利用するもの</u>										
(5) <u>カテゴリー2の利用の開始等に係る料金の適用</u>	<p><u>カテゴリー2のクラス2のプラン3の利用の開始等があった場合の料金の適用は、次のとおりとします。</u></p> <p><u>ア 利用の開始があった場合</u>  <u>利用の開始をした日を含む料金月の翌料金月から定額利用料を適用します。ただし、そのクローズドコンピュータ通信網サービスの利用の開始と廃止が同月に行われた場合、その廃止の日にかかわらず利用開始月の定額利用料の支払いを要します。</u></p> <p><u>イ CCNグループ回線の変更があった場合</u>  <u>CCNグループ回線の変更(カテゴリー2に係るDSL回線又は光アクセス回線との間の変更に限ります。)があった場合の定額利用料は、その変更前のCCNグループ回線の利用の廃止及び、その変更後のCCNグループ回線の利用の開始が同時にあったものとみなして取り扱い定額利用料を適用します。</u></p> <p><u>ウ 利用の廃止があった場合</u>  <u>第33条(利用料金等の支払義務)の規定に係らず、その廃止月を含む料金月の定額利用料の支払いを要します。</u></p>	(5) <u>削除</u>	<u>削除</u>								
(6) <u>定額利用料の適用</u>	<p><u>クローズドコンピュータ通信網サービスの定額利用料は、次のとおりとします。</u></p> <p><u>ア カテゴリー2の場合</u>  <u>(ア) <u>クラス1の場合</u></u></p>	(6) <u>定額利用料の適用</u>	<p><u>クローズドコンピュータ通信網サービスの定額利用料は、次のとおりとします。</u></p> <p><u>ア カテゴリー2の場合</u>  <u>(ア) <u>削除</u></u></p>								

～2021年1月30日		2021年1月31日～	
	<p><u>CCNグループ回線における1の他社接続契約者回線(DSL回線(別記3に定める契約に係るものに限ります。))又は光アクセス回線(別記3に定める契約に係るものに限ります。))に係るものに限ります。))ごとに基本額を適用します。</u></p> <p>(イ) クラス2の場合  A <u>タイプ1の定額利用料(プラン3に係るものを除きます。))は、1回線ごとに基本額を適用します。</u>  B (略)  C <u>プラン3の定額利用料は、CCNグループ回線のDSL回線又は光アクセス回線に係る回線数にそれぞれの基本額を乗じて得た額を合算して適用します。</u></p> <p>(ウ) <u>クラス4及びクラス8の場合</u>  <u>CCNグループ回線における1の加入者回線ごとに基本額を適用します。</u></p> <p>イ (略)</p>		<p>(イ) クラス2の場合  A <u>削除</u>  B (略)  C <u>削除</u></p> <p>(ウ) <u>削除</u></p> <p>イ (略)</p>
(7) 利用料金の適用除外	<p>クローズドコンピュータ通信網サービス(<u>カテゴリ2(クラス4(プラン1に係るものに限ります。))に係るものに限ります。))又はカテゴリ3(クラス2のタイプ1に係るものに限ります。))に係るものに限ります。以下、この欄において同じとします。))の提供の開始、加入者回線の移転又は品目の変更により、リンク未確立状態となった場合(そのことを当社が確認できる場合に限ります。))であって、そのクローズドコンピュータ通信網サービスの提供の開始、加入者回線の移転又は品目の変更の日の翌日から起算して20日以内に、クローズドコンピュータ通信網契約者からその旨の申出があり、そのクローズドコンピュータ通信網契約の解除、加入者回線の移転又は品目の変更の請求が行われた場合は、料金表第1表(料金)の規定にかかわらず、リンク未確立状態の期間に係る利用料金は適用しません。</u></p>	(7) 利用料金の適用除外	<p>クローズドコンピュータ通信網サービス(カテゴリ3(クラス2のタイプ1に係るものに限ります。))に係るものに限ります。以下、この欄において同じとします。))の提供の開始、加入者回線の移転又は品目の変更により、リンク未確立状態となった場合(そのことを当社が確認できる場合に限ります。))であって、そのクローズドコンピュータ通信網サービスの提供の開始、加入者回線の移転又は品目の変更の日の翌日から起算して20日以内に、クローズドコンピュータ通信網契約者からその旨の申出があり、そのクローズドコンピュータ通信網契約の解除、加入者回線の移転又は品目の変更の請求が行われた場合は、料金表第1表(料金)の規定にかかわらず、リンク未確立状態の期間に係る利用料金は適用しません。</p>
(8) 最低利用期間内に契約の解除等があった場合の料金の適用	<p>ア <u>クローズドコンピュータ通信網サービス(カテゴリ2(クラス1、クラス4又はクラス8のものに限ります。))又はカテゴリ3(クラス1のタイプ4又はタイプ6に係るものを除きます。))に係るものに限ります。))に係る最低利用期間は、第12条(最低利用期間)にかかわらず1か月とします。</u></p>	(8) 最低利用期間内に契約の解除等があった場合の料金の適用	<p>ア <u>クローズドコンピュータ通信網サービス(カテゴリ3(クラス1のタイプ4又はタイプ6に係るものを除きます。))に係るものに限ります。))に係る最低利用期間は、第12条(最低利用期間)にかかわらず1か月とします。</u></p>

～2021年1月30日

2021年1月31日～

イ クローズドコンピュータ通信網契約者は、最低利用期間内にクローズドコンピュータ通信網契約（カテゴリ2のクラス2のタイプ6 又はプラン3に係るものを除きます。）の解除があった場合は、第33条（利用料金等の支払義務）及び料金表通則の規定にかかわらず、残余の期間（クローズドコンピュータ通信網契約の解除があった日の翌日から起算して最低利用期間の満了日までとします。）に対応する定額利用料に相当する額を、当社が定める期日までに、一括して支払っていただきます。  
ウ （略）

イ クローズドコンピュータ通信網契約者は、最低利用期間内にクローズドコンピュータ通信網契約（カテゴリ2のクラス2のタイプ6に係るものを除きます。）の解除があった場合は、第33条（利用料金等の支払義務）及び料金表通則の規定にかかわらず、残余の期間（クローズドコンピュータ通信網契約の解除があった日の翌日から起算して最低利用期間の満了日までとします。）に対応する定額利用料に相当する額を、当社が定める期日までに、一括して支払っていただきます。  
ウ （略）

2 料金額

2-1 定額利用料

(1) 基本額

ア カテゴリ2のもの

- (ア) クラス1のもの
- タイプ2のもの
- コース1のもの

1のDSL回線又は光アクセス回線ごとに月額

<u>区 分</u>	<u>料 金 額</u>
<u>プラン1のもの</u>	<u>5,000円 (5,500円)</u>
<u>プラン2のもの</u>	<u>5,000円 (5,500円)</u>
<u>プラン3のもの</u>	<u>8,000円 (8,800円)</u>
<u>プラン5のもの</u>	<u>5,000円 (5,500円)</u>
<u>プランNFのもの</u>	<u>5,000円 (5,500円)</u>
<u>プランNMのもの</u>	<u>5,000円 (5,500円)</u>

(イ) クラス2のもの

A タイプ1のもの

a プラン1のもの

1 接続契約者回線ごとに月額

<u>区 分</u>	<u>料 金 額</u>
<u>1 Mb/sのもの</u>	<u>48,000円 (52,800円)</u>
<u>2 Mb/sのもの</u>	<u>60,000円 (66,000円)</u>
<u>3 Mb/sのもの</u>	<u>70,000円 (77,000円)</u>
<u>4 Mb/sのもの</u>	<u>75,000円 (82,500円)</u>
<u>5 Mb/sのもの</u>	<u>80,000円 (88,000円)</u>

2 料金額

2-1 定額利用料

(1) 基本額

ア カテゴリ2のもの

- (ア) 削除

(イ) 削除

～2021年1月30日

2021年1月31日～

<u>10Mb/sのもの</u>	<u>96,000円 (105,600円)</u>
<u>20Mb/sのもの</u>	<u>100,000円 (110,000円)</u>
<u>30Mb/sのもの</u>	<u>150,000円 (165,000円)</u>

b プラン2のもの

1 接続契約者回線ごとに月額

<u>区 分</u>	<u>料 金 額</u>
<u>10Mb/sのもの</u>	<u>500,000円 (550,000円)</u>
<u>20Mb/sのもの</u>	<u>610,000円 (671,000円)</u>
<u>30Mb/sのもの</u>	<u>798,000円 (877,800円)</u>
<u>40Mb/sのもの</u>	<u>960,000円 (1,056,000円)</u>
<u>50Mb/sのもの</u>	<u>1,115,000円 (1,226,500円)</u>
<u>60Mb/sのもの</u>	<u>1,280,000円 (1,408,000円)</u>
<u>70Mb/sのもの</u>	<u>1,490,000円 (1,639,000円)</u>
<u>80Mb/sのもの</u>	<u>1,660,000円 (1,826,000円)</u>
<u>90Mb/sのもの</u>	<u>1,830,000円 (2,013,000円)</u>
<u>100Mb/sのもの</u>	<u>2,000,000円 (2,200,000円)</u>

c プラン3のもの

C C Nグループ回線ごとに月額

<u>区 分</u>	<u>料 金 額</u>
<u>D S L回線のもの</u>	<u>2,800円 (3,080円)</u>
<u>光アクセス回線のもの</u>	<u>6,500円 (7,150円)</u>

B 削除

(ウ) クラス4のもの

コース1のもの

A プラン1のもの

a 東日本電信電話株式会社に係るもの

1 契約ごとに月額

<u>区 分</u>	<u>料 金 額</u>
<u>1.5Mb/sのもの</u>	<u>11,050円 (12,155円)</u>
<u>8 Mb/sのもの</u>	<u>11,250円 (12,375円)</u>
<u>12Mb/sのもの</u>	<u>11,350円 (12,485円)</u>

(ウ) 削除

～2021年1月30日

2021年1月31日～

<a href="#">40Mb/sのもの</a>	<a href="#">11,450円 (12,595円)</a>
<a href="#">47Mb/sのもの</a>	<a href="#">11,550円 (12,705円)</a>

[b 西日本電信電話株式会社に係るもの](#)

[1 契約ごとに月額](#)

<a href="#">区 分</a>	<a href="#">料 金 額</a>
<a href="#">1.5Mb/sのもの</a>	<a href="#">11,050円 (12,155円)</a>
<a href="#">8 Mb/sのもの</a>	<a href="#">11,250円 (12,375円)</a>
<a href="#">12Mb/sのもの</a>	<a href="#">11,350円 (12,485円)</a>
<a href="#">40Mb/sのもの</a>	<a href="#">11,450円 (12,595円)</a>
<a href="#">47Mb/sのもの</a>	<a href="#">11,450円 (12,595円)</a>

[B プラン3のもの](#)

[東日本電信電話株式会社に係るもの](#)

[1 契約ごとに月額](#)

<a href="#">区 分</a>	<a href="#">料 金 額</a>
<a href="#">100Mb/sのもの</a>	<a href="#">10,600円 (11,660円)</a>

[C プラン4のもの](#)

[東日本電信電話株式会社に係るもの](#)

[1 契約ごとに月額](#)

<a href="#">区 分</a>	<a href="#">料 金 額</a>
<a href="#">100Mb/sのもの</a>	<a href="#">18,500円 (20,350円)</a>

[D プランNFのもの](#)

[a 東日本電信電話株式会社に係るもの](#)

[1 契約ごとに月額](#)

<a href="#">区 分</a>	<a href="#">料 金 額</a>
<a href="#">100Mb/sのもの</a>	<a href="#">10,600円 (11,660円)</a>

[b 西日本電信電話株式会社に係るもの](#)

[1 契約ごとに月額](#)

<a href="#">区 分</a>	<a href="#">料 金 額</a>
<a href="#">100Mb/sのもの</a>	<a href="#">10,800円 (11,880円)</a>



～2021年1月30日

2021年1月31日～

(エ) クラス8のもの

1契約ごとに月額

<u>区 分</u>	<u>料 金 額</u>
<u>プランNFのもの</u>	<u>11,400円 (12,540円)</u>
<u>プランNMのもの</u>	<u>10,100円 (11,110円)</u>

イ (略)

(2) 加算額

保守メニュー2のものに係る加算額

ア カテゴリ2のクラス4のもの

(ア) 東日本電信電話株式会社に係るもの

1の加入者回線ごとに月額

<u>区 分</u>	<u>料 金 額</u>
<u>プラン1に係るもの</u>	<u>2,500円 (2,750円)</u>
<u>プラン3に係るもの</u>	<u>2,500円 (2,750円)</u>
<u>プラン4に係るもの</u>	<u>2,500円 (2,750円)</u>
<u>プランNFに係るもの</u>	<u>2,500円 (2,750円)</u>

(イ) 西日本電信電話株式会社に係るもの

1の加入者回線ごとに月額

<u>区 分</u>	<u>料 金 額</u>
<u>プラン1に係るもの</u>	<u>2,500円 (2,750円)</u>
<u>プランNFに係るもの</u>	<u>2,500円 (2,750円)</u>

イ (略)

(エ) 削除

イ (略)

(2) 加算額

保守メニュー2のものに係る加算額

ア 削除

イ (略)

～2021年1月30日

2021年1月31日～

2-2 付加機能利用料

2-2 削除

月額

区 分				単 位	料金額	
インターネット接続機能	この機能を利用するクラウドコンピュータ通信網契約者がインターネットに接続を行うことができる機能	クラス1に係るもの	タイプ2に係るもの	コース1に係るもの	プラン1に係るもの	1のCCNアクセス回線ごとに 2,980円 (3,278円)
					プラン2に係るもの	1のCCNアクセス回線ごとに 2,980円 (3,278円)
					プラン3に係るもの	1のCCNアクセス回線ごとに 7,500円 (8,250円)
					プラン5に係るもの	1のCCNアクセス回線ごとに 2,980円 (3,278円)
					プランNFに係るもの	1のCCNアクセス回線ごとに 2,980円 (3,278円)
					プランNMに係るもの	1のCCNアクセス回線ごとに 2,980円 (3,278円)
					プラン1に係るもの	1のCCNアクセス回線ごとに 2,980円 (3,278円)
	クラス4に係るもの	コース1に係るもの		プラン3に係るもの	1のCCNアクセス回線ごとに 2,980円 (3,278円)	
				プラン4に係るもの	1のCCNアクセス回線ごとに 7,500円 (8,250円)	
				プランNFに係るもの	1のCCNアクセス回線ごとに 2,980円 (3,278円)	

～2021年1月30日

2021年1月31日～

備考	<p>1 この機能は、カテゴリー2に係るクローズドコンピュータ通信網契約者のうち次に掲げる者に限り提供します。</p> <p>(1) クラス1のタイプ2（コース1（プラン1、プラン2、プラン3、プラン5、プランNF又はプランNMに係るものに限ります。）に係るものに限ります。）に係る者</p> <p>(2) クラス4のコース1（プラン1、プラン3、プラン4又はプランNFに係るものに限ります。）に係る者</p> <p>(3) クラス8に係る者</p> <p>2 この機能を利用した通信については、当社は、通信の品質を保証しません。</p>			
拠点間通信機能	拠点間通信を行うことができる機能	プランNFに係るもの	1の回線につき2アドレス目以降1のアドレスごとに	100円 (110円)
備考	<p>1 当社は、クローズドコンピュータ通信網契約者（カテゴリー2のクラス8に係る者であって、その加入者回線が西日本電信電話株式会社に係る者に限り、この機能を提供します。）に限り、この機能を提供します。</p> <p>2 クローズドコンピュータ通信網契約者は、光アクセス回線の転用又は光アクセス回線の事業者変更（入）の場合に限り、この機能の申込みを行うことができます。</p>			

第2 使用料

- 1 クローズドコンピュータ通信網契約に係るもの
  - 1-1 (略)
  - 1-2 料金額
    - 1-2-1 (略)
    - 1-2-2 屋内配線使用料

単 位	料 金 額
1の加入者回線ごとに月額	200円 (220円)
備考 屋内配線使用料は、次に掲げるクローズドコンピュータ通信網契約に係る加入者回線に適用します。	
(1) <u>カテゴリー2のクラス4（プラン3、プラン4又はプランNFに係るものに限ります。）に係るもの</u>	
(2) (略)	

第3 手続きに関する料金

- 1 適用

第2 使用料

- 1 クローズドコンピュータ通信網契約に係るもの
  - 1-1 (略)
  - 1-2 料金額
    - 1-2-1 (略)
    - 1-2-2 屋内配線使用料

単 位	料 金 額
(略)	(略)
備考 屋内配線使用料は、次に掲げるクローズドコンピュータ通信網契約に係る加入者回線に適用します。	
(1) <u>削除</u>	
(2) (略)	

第3 手続きに関する料金

- 1 適用

～2021年1月30日

2021年1月31日～

区 分	内 容								
(1) 手続きに関する料金の適用	<p>手続きに関する料金は、次のとおりとします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>譲渡承認手数料</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>事務手数料</td> <td><a href="#">光アクセス回線の転用の請求をし、その承認を受けたときに支払いを要する料金</a></td> </tr> <tr> <td>事業者変更手数料</td> <td><a href="#">次の場合に支払いを要する料金</a>  <a href="#">(1) 光アクセス回線の事業者変更（入）の請求をし、その承認を受けたとき。</a> <a href="#">(2) 光アクセス回線の事業者変更（出）の完了後のキャンセルに伴い、クローズドコンピュータ通信網契約の申込み又はクローズドコンピュータ通信網サービスの品目等の変更の請求をし、その承諾を受けたとき。</a></td> </tr> </tbody> </table>	種 別	内 容	譲渡承認手数料	(略)	事務手数料	<a href="#">光アクセス回線の転用の請求をし、その承認を受けたときに支払いを要する料金</a>	事業者変更手数料	<a href="#">次の場合に支払いを要する料金</a>  <a href="#">(1) 光アクセス回線の事業者変更（入）の請求をし、その承認を受けたとき。</a> <a href="#">(2) 光アクセス回線の事業者変更（出）の完了後のキャンセルに伴い、クローズドコンピュータ通信網契約の申込み又はクローズドコンピュータ通信網サービスの品目等の変更の請求をし、その承諾を受けたとき。</a>
種 別	内 容								
譲渡承認手数料	(略)								
事務手数料	<a href="#">光アクセス回線の転用の請求をし、その承認を受けたときに支払いを要する料金</a>								
事業者変更手数料	<a href="#">次の場合に支払いを要する料金</a>  <a href="#">(1) 光アクセス回線の事業者変更（入）の請求をし、その承認を受けたとき。</a> <a href="#">(2) 光アクセス回線の事業者変更（出）の完了後のキャンセルに伴い、クローズドコンピュータ通信網契約の申込み又はクローズドコンピュータ通信網サービスの品目等の変更の請求をし、その承諾を受けたとき。</a>								
(2) (略)	(略)								

2 料金額

料 金 種 別	単 位	料 金 額
譲渡承認手数料	(略)	(略)
事務手数料	<a href="#">1の契約ごとに</a>	<a href="#">3,000円 (3,300円)</a>
事業者変更手数料	<a href="#">1の契約ごとに</a>	<a href="#">3,000円 (3,300円)</a>

第2表 工事に関する費用（工事費（附帯サービスの工事費を除きます。））

1 適用

区 分	内 容
(1) 工事費の算定	工事費は、施工した工事に係るネットワーク工事費、アクセス回線工事費、回線調整工事費、配線経路調査工事費、配線経路構築工事費、結果報告工事費、 <a href="#">現地調査報告工事費</a> 、訪問時刻指定工事費及び開通サポート工事費を合計して算定します。
(2) ネットワーク工事費及び回線調整工事費の適用	ネットワーク工事費及び回線調整工事費は、次の場合に適用します。

区 分	内 容				
(1) 手続きに関する料金の適用	<p>手続きに関する料金は、次のとおりとします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>譲渡承認手数料</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	種 別	内 容	譲渡承認手数料	(略)
種 別	内 容				
譲渡承認手数料	(略)				
(2) (略)	(略)				

2 料金額

料 金 種 別	単 位	料 金 額
譲渡承認手数料	(略)	(略)

第2表 工事に関する費用（工事費（附帯サービスの工事費を除きます。））

1 適用

区 分	内 容
(1) 工事費の算定	工事費は、施工した工事に係るネットワーク工事費、アクセス回線工事費、回線調整工事費、配線経路調査工事費、配線経路構築工事費、結果報告工事費、訪問時刻指定工事費及び開通サポート工事費を合計して算定します。
(2) ネットワーク工事費及び回線調整工事費の適用	ネットワーク工事費及び回線調整工事費は、次の場合に適用します。

～2021年1月30日

2021年1月31日～

	区 分	ネットワーク工事費等の適用
	ア (略)	(略)
イ 回線調整工事費		クローズドコンピュータ通信網契約（ <u>カテゴリー2（クラス4（プラン1に係るものに限り））</u> ）に係るものに限り） <u>又はカテゴリー3のクラス2のタイプ1に係るものに限り）</u> に係る加入者回線について、回線調整（回線収容替え、ブリッジタップは <del>ずし</del> （加入者回線に係る伝送路設備が分岐している状態を、分岐していない状態にすることをいいます。以下、同じとします。）又は保安器の変更等を行なうことをいいます。以下、同じとします。）を行なった場合に適用します。
(3) アクセス回線工事費の適用	ア (略) イ クローズドコンピュータ通信網契約者は、午後5時から午前8時までの時間帯に次の工事を行ってほしい旨の申出を行う場合は、(11)欄に規定する訪問時刻指定工事の希望の有無にかかわらず、対象となる契約者回線等に係る工事に加えて、訪問時刻指定工事の申込みを要します。 (ア) <u>カテゴリー2のクラス4（プラン1に係るものを除きます。）</u> に係る加入者回線の工事 (イ) <u>カテゴリー2のクラス8に係る加入者回線の工事</u> (ウ) (略)	
(4)～(5) (略)	(略)	(略)
(6) 配線経路調査工事費の適用	当社は、クローズドコンピュータ通信網サービス（ <u>カテゴリー2又はカテゴリー3に係るものであって、加入者回線が光アクセス回線に係るものに限り）</u> ）について、次のとおり、配線経路の調査に係る配線経路調査工事費を適用します。 ア～オ (略)	
(7) 配線経路構築工事費	当社は、クローズドコンピュータ通信網サービス（ <u>カテゴリー2又はカテゴリー3に係るものであって、加入者回線が光アクセス回線に係るものに限り）</u> ）について、次のとおり、配線経路の構築に係る配線経路構築工事費を適用します。 ア～オ (略)	

	区 分	ネットワーク工事費等の適用
	ア (略)	(略)
イ 回線調整工事費		クローズドコンピュータ通信網契約（カテゴリー3のクラス2のタイプ1に係るものに限り）に係るものに限り）に係る加入者回線について、回線調整（回線収容替え、ブリッジタップは <del>ずし</del> （加入者回線に係る伝送路設備が分岐している状態を、分岐していない状態にすることをいいます。以下、同じとします。）又は保安器の変更等を行なうことをいいます。以下、同じとします。）を行なった場合に適用します。
(3) アクセス回線工事費の適用	ア (略) イ クローズドコンピュータ通信網契約者は、午後5時から午前8時までの時間帯に次の工事を行ってほしい旨の申出を行う場合は、(11)欄に規定する訪問時刻指定工事の希望の有無にかかわらず、対象となる契約者回線等に係る工事に加えて、訪問時刻指定工事の申込みを要します。 (ア) <u>削除</u>  (イ) <u>削除</u> (ウ) (略)	
(4)～(5) (略)	(略)	(略)
(6) 配線経路調査工事費の適用	当社は、クローズドコンピュータ通信網サービス（カテゴリー3に係るものであって、加入者回線が光アクセス回線に係るものに限り）について、次のとおり、配線経路の調査に係る配線経路調査工事費を適用します。 ア～オ (略)	
(7) 配線経路構築工事費	当社は、クローズドコンピュータ通信網サービス（カテゴリー3に係るものであって、加入者回線が光アクセス回線に係るものに限り）について、次のとおり、配線経路の構築に係る配線経路構築工事費を適用します。 ア～オ (略)	

～2021年1月30日		2021年1月31日～	
(8) 結果報告工事費の適用	<p>当社は、クローズドコンピュータ通信網サービス (<u>カテゴリー2</u> <u>又はカテゴリー3</u>に係るものであって、加入者回線が光アクセス回線に係るものに限ります。) について、次のとおり、工事の結果の報告に係る結果報告工事費を適用します。</p> <p>ア～カ (略)</p>	(8) 結果報告工事費の適用	<p>当社は、クローズドコンピュータ通信網サービス (カテゴリー3に係るものであって、加入者回線が光アクセス回線に係るものに限ります。) について、次のとおり、工事の結果の報告に係る結果報告工事費を適用します。</p> <p>ア～カ (略)</p>
(9) <u>現地調査報告工事費の適用</u>	<p>当社は、次のとおり、写真付き現地調査報告に係る現地調査報告工事費を適用します。</p> <p><u>ア 写真付き現地調査報告とは、クローズドコンピュータ通信網契約者から、現地調査報告工事費を支払うことを条件として、当社が光アクセス回線の設置場所において行う調査について、写真付きの調査報告を行ってほしい旨の申出があった場合に、当社がその報告を行うことをいいます。</u></p> <p><u>イ 当社は、次に掲げるクローズドコンピュータ通信網契約者に限り、写真付き現地調査報告を提供します。</u></p> <p><u>(ア) カテゴリー2のクラス4 (プラン1に係るものを除きます。) に係る者</u></p> <p><u>(イ) カテゴリー2のクラス8に係る者</u></p> <p><u>ウ 当社は、クローズドコンピュータ通信網契約者から写真付き現地調査報告の申出があった場合は、当社が光アクセス回線の設置場所において調査が必要と判断した場合であって、当社のクローズドコンピュータ通信網サービスに係る業務の遂行上支障がないときに限り、写真付き現地調査報告を行います。</u></p> <p><u>エ クローズドコンピュータ通信網契約者は、次の場合に、現地調査報告工事費の支払いを要します。</u></p> <p><u>(ア) 当社が写真付き現地調査報告を行ったとき。</u></p> <p><u>(イ) クローズドコンピュータ通信網契約者の責めに帰すべき理由により、当社が写真付き現地調査報告を行えなかったとき。</u></p> <p><u>オ エの規定にかかわらず、クローズドコンピュータ通信網契約者は、当社の責めに帰すべき理由により写真付き現地調査報告が完了しなかった場合は、現地調査報告工事費の支払いを要しません。</u></p> <p><u>カ エ及びオのほか、当社は、写真付き現地調査報告に係る当社の準備等に要した費用を請求することがあります。</u></p>	(9) <u>削除</u>	<u>削除</u>

～2021年1月30日		2021年1月31日～	
(10) 割増工事費の適用	<p>当社は、クローズドコンピュータ通信網契約者から割増工事費を支払うことを条件に次表に規定する時間帯に工事を行ってほしい旨の申出があった場合であって、当社のクローズドコンピュータ通信網サービスに係る業務の遂行上支障がないときは、その時間帯に工事を行うことがあります（ただし、(8)欄に規定する工事結果報告及び(9)欄に規定する写真付き現地調査報告を行う時間帯は、そのクローズドコンピュータ通信網契約者の申出の有無にかかわらず、その報告の対象となる工事を行う時間帯と同じとみなします。）。この場合の割増工事費の額は、2（工事費の額）の規定にかかわらず、次表に規定する額とします。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	(10) 割増工事費の適用	<p>当社は、クローズドコンピュータ通信網契約者から割増工事費を支払うことを条件に次表に規定する時間帯に工事を行ってほしい旨の申出があった場合であって、当社のクローズドコンピュータ通信網サービスに係る業務の遂行上支障がないときは、その時間帯に工事を行うことがあります（ただし、(8)欄に規定する工事結果報告を行う時間帯は、そのクローズドコンピュータ通信網契約者の申出の有無にかかわらず、その報告の対象となる工事を行う時間帯と同じとみなします。）。この場合の割増工事費の額は、2（工事費の額）の規定にかかわらず、次表に規定する額とします。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>
(11) 訪問時刻指定工事費の適用	<p>当社は、クローズドコンピュータ通信網サービス（<a href="#">カテゴリ2のクラス4（プラン1に係るものを除きます。）</a>、<a href="#">カテゴリ2のクラス8</a>又は<a href="#">カテゴリ3のクラス2（タイプ1に係るものを除きます。）</a>）について、次のとおり、訪問時刻指定工事に係る訪問時刻指定工事費を適用します。</p> <p>ア～ケ (略)</p>	(11) 訪問時刻指定工事費の適用	<p>当社は、クローズドコンピュータ通信網サービス（<a href="#">カテゴリ3のクラス2（タイプ1に係るものを除きます。）</a>）について、次のとおり、訪問時刻指定工事に係る訪問時刻指定工事費を適用します。</p> <p>ア～ケ (略)</p>
(12) 工事費の適用除外	<p>次の工事については、2（工事費の額）の規定にかかわらず、工事費の支払いを要しません。</p> <p>ア <a href="#">CCNグループ内通信機能に関する工事</a></p> <p>イ <a href="#">クローズドコンピュータ通信網サービス（カテゴリ2のクラス4のプラン1又はカテゴリ3のクラス2のタイプ1に係るものに限り。）</a>の提供の開始により、DSL回線に起因してリンク未確立状態となった場合（そのことを当社が確認できる場合に限り。）であって、そのクローズドコンピュータ通信網サービスの提供の開始の日の翌日から起算して20日以内に、クローズドコンピュータ通信網契約者からその旨の申出があり、そのクローズドコンピュータ通信網契約の解除又は加入者回線の移転若しくは品目等の変更の請求が行われたときの工事（リンク未確立状態となったクローズドコンピュータ通信網サービスに係るもの及びその変更前の品目等への変更に係るもの又はその移転前の加入者回線の終端の場所への移転に係るものに限り。）</p>	(12) 工事費の適用除外	<p>次の工事については、2（工事費の額）の規定にかかわらず、工事費の支払いを要しません。</p> <p>ア <a href="#">削除</a></p> <p>イ <a href="#">クローズドコンピュータ通信網サービス（カテゴリ3のクラス2のタイプ1に係るものに限り。）</a>の提供の開始により、DSL回線に起因してリンク未確立状態となった場合（そのことを当社が確認できる場合に限り。）であって、そのクローズドコンピュータ通信網サービスの提供の開始の日の翌日から起算して20日以内に、クローズドコンピュータ通信網契約者からその旨の申出があり、そのクローズドコンピュータ通信網契約の解除又は加入者回線の移転若しくは品目等の変更の請求が行われたときの工事（リンク未確立状態となったクローズドコンピュータ通信網サービスに係るもの及びその変更前の品目等への変更に係るもの又はその移転前の加入者回線の終端の場所への移転に係るものに限り。）</p>
(13) (略)	(略)	(13) (略)	(略)

～2021年1月30日

2021年1月31日～

(14) <u>光アクセス回線の転用又は光アクセス回線の事業者変更に係る復元工事費の適用</u>	<u>光アクセス回線の転用又は光アクセス回線の事業者変更に係る復元工事において、当社が当該転用又は事業者変更以前の契約状態へ復元する工事を実施した場合において、当社が必要と認めるときは、その工事に要した実費相当額の費用を当該転用又は事業者変更の申込みをした者に負担していただきます。この場合、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。</u>
(15) (略)	(略)

(14) <u>削除</u>	<u>削除</u>
(15) (略)	(略)

2 工事費の額

クローズドコンピュータ通信網サービスの提供の開始、品目等の変更、アクセス回線二重化の利用、回線終端装置の設置等、回線調整又はその他の契約内容の変更に関する工事

区 分		単 位	工事費の額								
(1) ネットワーク工事費	ア イ又はウ以外に関する工事の場合	カテゴリー2に関する工事の場合	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="582 686 660 1197">クラス1、クラス4又はクラス8に関する工事の場合</td> <td data-bbox="660 686 750 1197">利用の開始に関する工事の場合</td> <td data-bbox="750 686 929 1197">1の工事ごとに</td> <td data-bbox="929 686 1086 1197">3,000円 (3,300円)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="582 1197 660 1425">上記以外に関する工事の場合</td> <td data-bbox="660 1197 750 1425"></td> <td data-bbox="750 1197 929 1425">1の工事ごとに</td> <td data-bbox="929 1197 1086 1425">2,000円 (2,200円)</td> </tr> </table>	クラス1、クラス4又はクラス8に関する工事の場合	利用の開始に関する工事の場合	1の工事ごとに	3,000円 (3,300円)	上記以外に関する工事の場合		1の工事ごとに	2,000円 (2,200円)
クラス1、クラス4又はクラス8に関する工事の場合	利用の開始に関する工事の場合	1の工事ごとに	3,000円 (3,300円)								
上記以外に関する工事の場合		1の工事ごとに	2,000円 (2,200円)								

2 工事費の額

クローズドコンピュータ通信網サービスの提供の開始、品目等の変更、アクセス回線二重化の利用、回線終端装置の設置等、回線調整又はその他の契約内容の変更に関する工事

区 分		単 位	工事費の額
(1) ネットワーク工事費	ア イ又はウ以外に関する工事の場合	カテゴリー2に関する工事の場合	



～2021年1月30日	2021年1月31日～
-------------	-------------

	クラス2に関する工事の場合	1の工事ごとに	6,000円 (6,600円)
	(略)	(略)	(略)
イ	<u>CCNグループの利用の開始に関する工事の場合</u>	<u>1の工事ごとに</u>	<u>4,000円</u> (4,400円)
ウ	(略)	(略)	(略)
(2)	アクセス回線工事費(カテゴリー2(クラス4又はクラス8に係るものに限ります。)又はカテゴリー3(クラス1(タイプ6に係るものに限ります。)又はクラス2に係るものに限ります。)に関する工事の場合に限ります。)		別に算定する実費
(3)～(6)	(略)	(略)	(略)
(7)	<u>現地調査報告工事費</u>	<u>1の工事ごとに</u>	<u>別に算定する実費</u>
(8)～(9)	(略)	(略)	(略)
備考 (略)			

	クラス2に関する工事の場合	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)
イ	<u>削除</u>		
ウ	(略)	(略)	(略)
(2)	アクセス回線工事費(カテゴリー3(クラス1(タイプ6に係るものに限ります。)又はクラス2に係るものに限ります。)に関する工事の場合に限ります。)		別に算定する実費
(3)～(6)	(略)	(略)	(略)
(7)	<u>削除</u>		
(8)～(9)	(略)	(略)	(略)
備考 (略)			

第3表 附帯サービスに関する料金

第1 端末設備使用料  
1 適用

区 分	内 容					
(1) <u>端末設備の提供に係る料金の適用</u>	ア 当社はクローズドコンピュータ通信網サービスに係る端末設備使用料を適用するにあたって、次表のとおり端末設備の種類を定めます。					
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>メイン型</u></td> <td><u>その本体にDSL回線又は光アクセス回線を1回線収容することができるもの</u></td> </tr> </tbody> </table>	種 類	内 容	<u>メイン型</u>	<u>その本体にDSL回線又は光アクセス回線を1回線収容することができるもの</u>	
種 類	内 容					
<u>メイン型</u>	<u>その本体にDSL回線又は光アクセス回線を1回線収容することができるもの</u>					
	イ 当社はクローズドコンピュータ通信網サービスに係る端末設備使用料を適用するにあたって、次表のとおり端末設備の種類を定めます。					
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>種類</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種別	種類	内 容		
種別	種類	内 容				

第3表 附帯サービスに関する料金

第1 削除

～2021年1月30日

2021年1月31日～

メイ ン型	I型	電気通信回線を収容するインタフェースが10BASE-T及び100BASE-TX対応のものであって、IPアドレスを払い出す機能を有する端末設備
	II型	I型の端末設備の機能に加えて、複数ネットワーク機能（複数のLANに係るルーティングが出来る機能をいいます。以下、同じとします。）等高度な機能の提供を行うことができるもの
	N型	I型、II型及びボイスゲートウェイ型以外のもの
	ボイスゲートウェイ型	音声通信を行うために利用する装置

ウ 端末設備に関する料金は、端末設備使用料、端末設備の保守に関する料金及びオプションサービス利用料を合算して適用します。

エ 当社はボイスゲートウェイ型をカテゴリー2のクラス8に係るものに限り提供します。

オ 当社は、クローズドコンピュータ通信網契約者（ボイスゲートウェイ型を利用する者に限ります。以下この欄において同じとします。）から請求があったときは、無線LANカード（ボイスゲートウェイ型に設置するものであって、無線LAN通信ができるものをいいます。）を提供します。この場合、クローズドコンピュータ通信網契約者は2（料金額）に規定する料金の支払いを要します。

カ 当社は端末設備の提供等に係る料金を料金表通則の規定に準じて取り扱います。

(2) 端末設備の保守に係る料金の適用

当社は、端末設備の提供等に係る料金を適用するにあたって、次表のとおり端末設備の保守の区別を定めます。

区 別	内 容
-----	-----

～2021年1月30日

2021年1月31日～

<u>保守タイプ0</u>	<u>その端末設備の修理又は復旧について当社の係員（当社の委託により修理又は復旧を行う者を含みます。以下この表において同じとします。）を派遣しないものであって、クローズドコンピュータ通信網サービス取扱所の営業時間外にその端末設備の修理の請求を受け付けた場合に、その受け付けた時刻以後の直近の営業時間においてその修理又は復旧の手配を行うもの</u>
<u>保守タイプ1</u>	<u>クローズドコンピュータ通信網サービス取扱所の営業時間外に、その端末設備について修理の請求を受け付けた時刻以後の直近の営業時間においてその修理又は復旧を行うもの</u>
<u>保守タイプ2</u>	<u>その端末設備の修理の請求を受け付けた場合、クローズドコンピュータ通信網サービス取扱所の営業時間にかかわらずその修理又は復旧を行うもの</u>
<u>保守タイプ3</u>	<u>保守タイプ0から保守タイプ2以外のもの</u>
<u>備考</u>	
<p><u>1 当社は、保守タイプ3に係る端末設備については、保守タイプ0、保守タイプ1又は保守タイプ2に係る端末設備を利用するクローズドコンピュータ通信網契約者に限り提供します。この場合、保守タイプ3に係る端末設備の種類は、保守タイプ0、保守タイプ1又は保守タイプ2に係る端末設備の種類と同一のものとします。</u></p> <p><u>2 ボイスゲートウェイ型は、保守タイプ0に限り提供します。</u></p>	

2 料金額

2-1 端末設備使用料

1台ごとに月額

<u>種 類</u>	<u>料 金 額</u>
<u>I 型</u>	<u>2,000円 (2,200円)</u>

～2021年1月30日

2021年1月31日～

II型	4,800円 (5,280円)
N型	4,800円 (5,280円)
ボイスゲートウェイ型	—
無線LANカード	100円 (110円)

2-2 端末設備の保守に関する料金

1台ごとに月額

種 類	料 金 額			
	保守タイプ 0	保守タイプ 1	保守タイプ 2	保守タイプ 3
I型	—	850円 (935円)	1,000円 (1,100円)	—
II型	—	1,700円 (1,870円)	2,100円 (2,310円)	—
N型	—	1,700円 (1,870円)	2,100円 (2,310円)	—
ボイスゲートウェイ型	—	—	—	—

2-3 オプションサービス利用料

1台ごとに月額

区 分	種 類	料 金 額
簡易設定変更サービス	N型に係るもの	1,000円 (1,100円)
備考 簡易設定変更サービスとは、上記の料金を支払うことを条件として、端末設備の設定変更（当社の指定する内容に限ります。）を、その変更に係る端末設備の提供等に関する工事費の支払を要することなく行うことができるサービスをいいます。		

3 端末設備の提供等に関する工事費

区 分	単 位	料 金 額
端末設備の提供等に関する工事費	1の工事ごとに	別に算定する実費

第2 加入者回線に係る端末設備等使用料

1 適用

区 分	内 容
(1) (略)	(略)

第2 加入者回線に係る端末設備等使用料

1 適用

区 分	内 容
(1) (略)	(略)

～2021年1月30日		2021年1月31日～	
<p>(2) 加入者回線に係る端末設備等使用料の適用に関する特例</p>	<p>クローズドコンピュータ通信網サービス(カテゴリー2のクラス4のプラン1又はカテゴリー3のクラス2のタイプ1に限りま)の提供の開始により、DSL回線に起因してリンク未確立状態となった場合(そのことを当社が確認できる場合に限りま)であって、そのクローズドコンピュータ通信網サービスの提供の開始の日の翌日から起算して20日以内に、クローズドコンピュータ通信網契約者からその旨の申出があり、そのクローズドコンピュータ通信網契約の解除又は加入者回線の移転若しくは品目等の変更の請求が行われた場合は、第2加入者回線に係る端末設備等使用料の規定にかかわらず、端末設備等使用料(リンク未確立状態となったクローズドコンピュータ通信網サービスに係るもの及びその変更前の品目への変更に係るもの又はその移転前の加入者回線の終端の場所への移転に係るもの)に限りま)は適用しませ。</p>	<p>(2) 加入者回線に係る端末設備等使用料の適用に関する特例</p>	<p>クローズドコンピュータ通信網サービス(カテゴリー3のクラス2のタイプ1に限りま)の提供の開始により、DSL回線に起因してリンク未確立状態となった場合(そのことを当社が確認できる場合に限りま)であって、そのクローズドコンピュータ通信網サービスの提供の開始の日の翌日から起算して20日以内に、クローズドコンピュータ通信網契約者からその旨の申出があり、そのクローズドコンピュータ通信網契約の解除又は加入者回線の移転若しくは品目等の変更の請求が行われた場合は、第2(加入者回線に係る端末設備等使用料)の規定にかかわらず、端末設備等使用料(リンク未確立状態となったクローズドコンピュータ通信網サービスに係るもの及びその変更前の品目への変更に係るもの又はその移転前の加入者回線の終端の場所への移転に係るもの)に限りま)は適用しませ。</p>
<p>2～3 (略) 第3～第8 (略) 料金表別表 (略)</p>		<p>2～3 (略) 第3～第8 (略) 料金表別表 (略)</p>	